

諮問庁：文化庁長官

諮問日：平成28年4月12日（平成28年（行情）諮問第300号）

答申日：平成28年7月4日（平成28年度（行情）答申第173号）

事件名：特定個人が特定作品で特定団体へ提案した内容が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書5（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月25日付け27受庁文第910号により文化庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めらる。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求めらる。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 不服申立てに係る行政文書等について

本件不服申立てに係る行政文書は、特定年月日に文化庁長官宛てに提出された行政文書開示請求に係る文書1ないし文書5（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、異議申立人から、当該文書の開示を求めらる旨の異議申立てがされたところである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、保有していないため、不開示としている。

3 原処分に当たっての考え方について

本件対象文書に当たる新進芸術家海外研修制度（以下「研修制度」という。）は、我が国の新進の芸術家、アートマネジメント担当者、学芸員

及び評論家等が、その専門分野について海外において実践的に研修するための渡航費及び滞在費を支援することにより、将来の我が国の文化芸術振興を担い、国際的に活躍する人材を育成することを目的としている。本事業への申請書類としては、申請者の経歴や研修計画の提出を求めているものである。

今回、異議申立人が主張する文書1ないし文書5（本件対象文書）については、申請資料として提出を求めている。

異議申立人は「開示請求に係る文書を作成又は取得している。」と異議を主張しているが、以上で述べたとおり申請資料として提出を求めたことはなく、また保有した事実もないため、不開示としたことは妥当であると考えられる。

なお、今回異議申立てを受け、念のため改めて今回開示請求のあった内容について当時の文書を確認したが、該当する文書は見当たらなかった。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年6月14日 審議
- ④ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする決定を行った。

異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているはずであるとして、本件対象文書を不存在により不開示とした原処分取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 研修制度は、(i) 短期研修(約1か月程度)及び(ii) 1年研修、2年研修、3年研修、特別研修及び高校生研修(以下、併せて「長期研修」という。)があり、申請者が提出した資料(以下「申請資料」という。)を基に審査(書面審査)(長期研修にあつては書面審査に加え面接審査)を行った上で採択者を決定している。

イ 申請資料は、(i) 短期研修にあつては、様式①(申込書)、様式②(経歴書)、様式③(研修計画書、調査研究計画書又は活動計画書のうち活動の内容に応じていずれか一つ)、受入承諾書又は招へい状

(写し及び日本語訳)のいずれか及び添付資料(映像資料等),
(ii)長期研修にあっては,申込書,経歴書,研修計画書,推薦書,
受入承諾書(写し及び日本語訳)及び作品資料添付(映像資料等)と
なっており,さらに,(i)短期研修に採択された者は,研修等終了
後に報告書を,(ii)長期研修に採択された者は,研修を開始する前
に申請資料の研修計画書と異なる研修計画書及び研修期間中定期的に
研修状況報告書をそれぞれ提出することになっている。

なお,文化庁では長期研修の採択者に対し,大使館・領事館宛ての
文書及び在外研修生の証明書を交付している。

ウ 本件対象文書は,特定個人の研修に係る申請資料中の作品資料(作
品の名称及び作品の説明が記載されている。)とは別の文書1ないし
文書5であると考えられる。

エ 研修制度に関して文化庁が保有している文書は,あくまでも上記イ
において説明した申請資料等のみであり,異議申立人が開示を求める
文書1ないし文書5(本件対象文書)は,特定個人の研修に関して当
該特定個人に提出を求めた文書及び文化庁が作成した文書のいずれに
も該当せず,文化庁では保有したこともない。

オ 念のため,文化庁内の書庫・ロッカー等を再度探索したが,本件対
象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特
段不自然・不合理な点は認められず,これを覆すに足る事情も認められ
ない。

したがって,文化庁において,本件対象文書を保有しているとは認め
られない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから,本件対象文書につき,これを保有していないとして不
開示とした決定については,文化庁において本件対象文書を保有している
とは認められず,妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 特定個人が特定作品 A で特定団体へ提案した内容が分かる文書
- 文書 2 特定個人が特定内容 Q を記載した文書（特定作品説明 H の内容が分かる文書）
- 文書 3 特定個人と特定団体との協議意見交換の内容が分かる文書
- 文書 4 特定作品説明 I と特定個人が判断した根拠が分かる文書（特定内容 R の内容を含む（特定作品 B に関する分））
- 文書 5 特定個人が特定内容 S ができる理由が記載されている文書（特定作品 B に関する分）